

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西予市長

市町村名 (市町村コード)	西予市 (38214)
地域名 (地域内農業集落名)	惣川地区 (協和・大窪・台・知野・竜徳・中久保・惣津・稲谷・西下・天神・西上・寺上・寺下・藤之内・三島・宮之成・伊予之地・都・榎木・川久保・色納・松ノ久保・大和・大久保)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、舟戸川により形成された急峻な地形を呈しており、広大な面積を有する地区で山林が多く集落が点在している。河川の沿いに形成された水田を利用した稲作と果樹生産や露地きゅうりなどの野菜生産が農地利用の多くを占める。農業者の高齢化と後継者不足により、荒廃農地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

惣川地区農林業振興連絡協議会及び惣川地区農地流動化委員会にて耕作放棄地の解消、農地利用集積化に向けた検討を行うとともに、地域に適した作物を検討するなど、現状の地域営農を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。(人・農地プランで設定している区域を継承)
区域内の農用地等面積については、日本型直接支払交付金(中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金)を受けている組織が管理している農地を積み上げ地図化した。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
惣川地区農林業振興連絡協議会、惣川地区農地流動化委員会及び農地中間管理機構を活用して、他の経営体の参画を促すとともに耕作困難農地の受け手や、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
惣川地区農林業振興連絡協議会、惣川地区農地流動化委員会を中心に耕作困難農地の出し手の情報や、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。耕作放棄地の防止及び担い手への農地集積や分散錯圃の解消等について合意が得られる農地について農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
日本型直接支払制度を最大限活用した農業基盤の維持管理や農村環境の保全に取り組むとともに、担い手のニーズを踏まえつつ、生産効率の向上を図るための用水、農道等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県(西予農業指導班)、地元関係団体等と連携して地域の担い手となるよう育成していくとともに、新規就農者が農業をしやすい地域であることをアピールし呼び込む。また、当該地区での農業希望者があった場合は、積極的に支援・育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等と連携して、活用できる支援制度等について検討を行うとともに、作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
 ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
 ⑦惣川地区農林業振興連絡協議会及び惣川地区農地流動化委員会が中心となり、保全・管理等に取り組むとともに、地区内の農道・水路等の施設については、地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。